

佐賀県告示第 66 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により次のとおり、都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和 7 年 3 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

基山町

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画下水道事業 基山町公共下水道

3 事業施行期間

平成 13 年 3 月 19 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 13 年佐賀県告示第 116 号、平成 15 年佐賀県告示第 124 号、平成 16 年佐賀県告示第 466 号、平成 19 年佐賀県告示第 374 号、平成 25 年佐賀県告示第 151 号、平成 28 年佐賀県告示第 118 号、平成 29 年佐賀県告示第 548 号及び令和 2 年佐賀県告示第 120 号の事業地に、三養基郡基山町大字長野字山下、字上野、字荒籠、字島廻、字村中、字花町、字弓場下、字日渡、字井出籠、字立野及び字野口、大字園部字鎮西隈、字麦尾、字鈴町及び字本竿並びに大字小倉字倉谷、字京ノ坪、字吉ヶ谷、字中村及び字丸隈を加え、同事業地のうち、三養基郡基山町大字長野字年ノ森、字石尺、字久保田及び字上川原、大字園部字牛逢、字東福寺、字夜水及び字金丸、大字宮浦字車路、字玉虫、字塚原、字真尻、字実松、字下ノ原及び字才ノ上並び

に大字小倉字七反田、字倉野、字南長浦、字北長浦、けやき台一丁目、字桜町、字割田、字長田、字高下、字千夫、字道西、字川辺、字灰塚、字千代及び字野入において事業地を変更する。